

愛知県私立学校における特別支援教育の整備・進捗状況(1)

合理的配慮の実情把握

○島田尚幸
(東海中学校)

岩田昌子
(はるかメンタルクリニック)

藤井美穂子
(至学館高等学校)

キーワード 特別支援教育 私立学校 合理的配慮

【目的】

平成28年度より「障害者差別解消法」が施行され、国公私立それぞれの学校においても、「合理的配慮」が行われることになった。国公立学校の場合、これは義務であるが、私立学校においては「努力義務」とされている。そのため、私立学校における「合理的配慮」は国公立学校と比べ、遅れていると言っても過言ではない。文部科学省の実施した平成28年度特別支援教育体制整備状況調査において、「国立及び公立に比べ全調査項目で実施率が低い状況である」ことが記されている。私立学校を対象とする全国調査においても、特別な配慮を要する生徒がいるにも関わらず、教職員への研修の不十分さ、私学の独自性の尊重、人員配置などへの余力のなさなどが挙げられている(高橋2012, 田部2014)。そこで今回、私立学校における特別支援の特徴と課題を明確にするため、愛知県私立学校において、特別な配慮を要する生徒への支援がどのように検討・実施されているか調査した。これをもとに、今後の私立学校における「合理的配慮」のあり方を検討したい。

【方法】

各学校の状況、意見等を効率的かつ効果的に把握されることを念頭に置き、調査分析の設計を行った。回答形式は選択式を中心とし、選択に不向きと思われる設問については記述式とした。教育相談、生活指導、養護教諭等を中心とした教職員を回答対象者として愛知県私学協会に属する学校に質問紙を郵送し、質問紙に添えた返信用封筒にて回収を行った。回答方法や内容に抜け、誤り等かないか確認し、不備や疑義のある場合は担当者への電話にて確認し、補足・訂正等を実施した。配布・回収結果は以下のとおりである。(調査時期：平成28年6月～8月)

小学校：配布 1校、回収 0校
 中学校：配布 21校、回収 16校 (76.2%)
 高等学校：配布 56校、回収 34校 (60.7%)

【結果】

2015年度における発達障害と思われる特別な配慮を要する生徒の在籍状況は中学校87.5%/高等学校90.9%(以下数値のみで記す)であった。障害の判定理由(複数回答可)は、保護者からの届け出(81.3%/78.8%)、医師の診断書(43.8%/51.5%)、本人の話・状態からの判断(50.0%/39.4%)が多く見られた。

特別支援教育に対し、学校としての方針を示したり、教育計画の教職員に対する明確な提示を行ったりしている学校は、中学校12.5%、高等学校9.1%と、決して多いと言える数字ではなかった。また、学校として「特別支援コーディネーター」の指名を行っているかどうかの問いに関しては、「指名済み」と明確に回答のあった学校が中学校25.0%、高等学校18.2%という状況であった。

具体的な配慮の内容として、入学試験に対する何らかの配慮が行なわれている学校が学校6.3%、高等学校9.1%、定期試験に対しては中学校31.2%、高等学校51.5%であった。定期考査に対する特別な支援(複数回答可)には、「別室受験(保健室を含む)を認める」(25.0%/42.4%)、「問題の文字を大きくする」(18.8%/18.2%)などがあつたが、いずれ

も実施しているのは少数であった。その一方、保護者から具体的な要望を受けている学校もあり、「座席の配慮、指示の仕方、パニック状態になった時の対応」の要求や、「発達障害などに配慮できる先生、細かく粘れる先生を担任にして欲しい」というものから、「お手洗いの設備整備」、「別室の利用、生徒指導上の特別指導の方法」の要求など個としての対応から組織的対応が求められるものまで、幅広く見られた。こうした現状を受け、現場では特別支援教育を進める上の課題(複数回答可)として「生徒への指導内容や方法」(68.8%/66.7%)、「特別支援教育に対する校内の意識」(43.8%/51.5%)、「個別的支援のための人的配置」(31.3%/51.5%)という声が上がっていた。

【考察】

配慮を要する生徒の在籍状況はこれまでの研究成果(高橋:2012, 田部:2014)よりも多い結果となった。従来、管理職や養護教諭を対象とする調査であったが、今回は教育相談担当や生徒指導担当など、日頃生徒と接する教諭の回答が多く、関わりの中で実感する部分が反映されてきたものと考えられる。しかし、配慮を要する生徒の存在を意識しながらも、「特別支援」に関する理解や、対応は著しく遅い。支援の方針を内外に打ち出す学校は少なく、特別支援コーディネーターを指名する学校も文科省の調査結果(39.4%/42.8%)に比べても遥かに少ない。具体的な合理的配慮の例として、入学試験に関する配慮や定期試験に関する配慮が十分行われていない現状も示した。また、保護者から寄せられる配慮に対する要望に関しても、合理性をもって解消しようとするには「個の対応」と「組織としての対応」の両方含まれていることが明らかとなった。保護者からの要望だけでなく、教育現場の中でも、これらは「個」と「組織」の対応を課題とあげる学校が多く、支援のための体制が不十分であることが伺える。

私立学校の場合、学校の背負う歴史や、資金状態、体制などが個々の学校毎に異なる。それゆえに「解決すべき課題、憂慮する問題」の優先順位も学校により異なる。しかし、学校毎の優先順位は異なっているものの、支援体制が不十分であることに変わりはない。こうした現状を踏まえ、高橋(2012)は私立中学校の特別支援教育推進に対し「国や行政からの財政的措置は必須の問題」と指摘している。各校の努力もさることながら、財政面、あるいは国公立学校で行なわれる支援態勢、支援情報の共有など、環境改善のため私学“外部”に求められるものは多いと考えられる。

【文献】

文部科学省 平成28年度特別支援教育体制整備状況調査結果について (平成29年4月19日閲覧)
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/_icsFiles/afieldfile/2017/04/07/1383567_02.pdf
 高橋智(2012) 私立学校における幼小中高一貫した特別支援教育システムの開発に関する全国調査研究 平成23年度広域科学教科教育学研究経費報告書
 田部綾子(2014)『私立学校の特別支援教育システムに関する実証的研究』風間書房
 (SHIMADA Naoyuki, IWATA Masako, FUJII Mihoko)